「民法改正」等を踏まえた債券・投資信託取引関連約款等の改定について

2020 年 3 月 30 日

平素より、静清信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
　2020 年 4 月 1 日に施行される「民法改正」等を踏まえ、下記の約款等を改定いたしますのでお知らせいたします。
なお、改定後の約款等は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきますのであらかじめご了承ください。

記

【債券取引関連約款等】
- 保護預り規定兼振替決済口座管理規定
- 一般債振替決済口座管理規定

（改定日）：２０２０年４月１日（水）

【投資信託取引関連約款等】
- 静清信用金庫投信取引約款
- 特定口座約款
- 非課税口座約款
- 未成年者口座および課税未成年者口座約款
- 自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
- 「せいしん投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定
- 「せいしん投信インターネットサービス」取扱規定
- 「電子交付サービス」取扱規定

（改定日）：２０２０年２月１日（土）

【改定理由】
２０２０年４月からの「改正民法」施行等に伴い、改定いたします。

以上

静清信用金庫　登録金融機関　東海財務局長（登金）第 43 号／加入協会：日本証券業協会

せいしん
静清信用金庫

【本件に関するお問い合わせ先】
営業推進部 預かり資産課　（０１２０－０９８８－０５）
受付時間（平日 ９：００～１７：００）